

大 手 前 大 学 学 则

(2020年4月1日改正)

学 校 法 人 大 手 前 学 园

25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときには、別表1に掲げる授業科目を平成25年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 本改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2の規定は、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成27年度以前の入学者に履修させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、2年次編入学の定員は平成29年度から、3年次編入学の定員は平成30年度から適用する。

附 則

- 1 本改正学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2の規定は、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成28年度以前の入学者に履修させることができる。
- 3 第23条第1項に規定する卒業要件のうち、GPAに係るもののみを満たしていない者があるときは、当分の間、教授会の議を経て卒業を認めることがある。

附 則

- 1 本改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第23条については、平成30年度以前の入学生にも適用する。ただし、健康栄養学部、国際看護学部については、第23条に規定する卒業要件のうち、GPAに係るもののみを満たしていない者があるときは、当分の間、教授会の議を経て卒業を認めることができる。

附 則

- 1 本改正学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2の規定は、2019年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表1 [別紙]

別表2 [別紙]